

令和2年度第2回
静岡県河川審議会会議録

令和3年3月15日
静岡県庁
西館4階第一会議室 B

令和2年度 第2回 静岡県河川審議会 会議録

日 時	令和3年3月15日（月）14時00分から16時00分まで
場 所	静岡県庁 西館4階第一会議室B（WEB開催）
出席者 職・氏名	<p>委員長 大石 哲（神戸大学都市安全研究センター 教授） 委 員 秋山 信彦（東海大学海洋学部 教授） 委 員 荒井 歩（東京農業大学地域環境科学部 准教授） 委 員 海野 俊也（(株)静岡新聞社 浜松総局長） 委 員 絹村 敏美（静岡県土地改良事業団体連合会専務理事） 委 員 五味 響子（静岡市番町市民活動センター センター長） 委 員 高木 敦子（(有)アムズ環境デザイン研究所代表） 委 員 高梨 成子（(株)防災&情報研究所代表） 委 員 知花 武佳（東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻准教授） 委 員 守屋 司子（静岡県環境カウンセラー協会理事） （欠席…浅見委員、頼重委員） 事務局 河川砂防局長、河川砂防管理課長、河川企画課長、河川海岸整備課長、 土木防災課長、砂防課長、下田土木事務所所長ほか</p>
議 題	1. 白田川水系、稲取大川水系 河川整備基本方針について
配布資料	<p>1. 白田川水系、稲取大川水系 河川整備基本方針について</p> <p>(1) 白田川、稲取大川－資料－1 流域と河川の概要、治水計画、正常流量検討 (2) 白田川、稲取大川－資料－2 前回審議会での委員意見への対応 (3) 白田川、稲取大川－資料－3 白田川水系河川整備基本方針（原案） (4) 白田川、稲取大川－資料－4 稲取大川水系河川整備基本方針（原案） (5) 白田川、稲取大川－資料－5 流域概要図 (6) 白田川、稲取大川－資料－6 策定フロー図</p>

1 審議事項

- ・白田川水系、稲取大川水系 河川整備基本方針について

2 審議内容

<事務局から、議事「白田川水系、稲取大川水系 河川整備基本方針について」の説明>

【委員】

資料-1 P11 で白田川の正常流量の検討については、河川の状況をみると漁業権が設定されている漁協があるので漁業の検討が必要ではないか。

資料-1 P12 の景観の検討について、抽出した検討地点とはどこを指しているのか。それ以外で該当する箇所があるのではないか。

資料-4 の P 8 の 3 行目に「流況の把握に努めるとともに」とあるが、資料-3 P8 にはその表現はなく、資料-4 のみ記載したのはなぜか。

資料-4 P11 の 2 行目に「流水の占用」、「流水の清潔の保持」と記載があるが、稲取大川では水利権はなく、流水の清潔の保持の検討もされていないため、不要ではないか。

【事務局】

資料-4 P11 には比較的標準的な書き方をしたが、指摘のとおり、資料-1 の記載をそれぞれの今の水利状況、河川の状況にあわせて、修正する。

資料-4 P8 の 3 行目については、資料-3 と同様に記載するよう修正する。

漁業の検討については、「動植物の生息地又は生育地の状況の検討」で代表魚種を選定し、維持流量を算出することで、漁業の検討についても満足することから、必要流量は設定しない。

また、環境調査実施時に東伊豆町の漁協にヒアリングを行った際、考慮してほしい種などのご意見がなかったため、必要流量は設定していない。

景観の検討では、白田橋としらなみ橋で検討しており、しらなみ橋については河口部に近く、感潮区間であるため流量算定していない。白田橋については、白田橋は河床部が平坦であるため、水位の変化により顕著に見かけ上の河川幅は変わらないため、検討箇所として設定したが必要流量は算定していない。

【委員】

川の整備においては流量の問題などを解決するのが重要だが、住民と川を結ぶということの中で、見た目の景観が非常に重要である。

資料-3、4 P9 の 3 行目については、良好な景観を作っていくという言葉が入っても良いのではないか。地域の人が親しみを持てる、または川に関心を持つことは、少なくとも親しみやすい川に興味を持っているので、景観という言葉取り入れて欲しい。

資料3 P8 の河川環境の整備と保全の記載からでは、具体的にどのような景観なのか読み取れない。「汽水域特有の生態系や景観等が形成されている」とあるが、具体的にどんな景観が形成されているのか。それが基となりどんな景観を作っていくのかという指針にもなっていくと思うため、河口部において地域特有の生態系や川の景観のことなどを入れながら補足すると具体的なイメージが持てる。

【事務局】

景観については、白田川の基本理念では河口部の景観を記載している。稲取大川でも同じように河口部の漁港による景観を記載しているので、これらの表現を指摘があった河川環境と保全の中に加えるよう修正する。

資料-3、4 P 9については、指摘があったように白田川、稲取大川についても河川環境の整備と地域との連携に関する情報を記載しているが、各河川の特徴や景観を踏まえて、景観についての記載を河川環境の中に入れるよう修正する。

【委員】

それで充分である。伊豆に関してはこれから伊豆が元気になっていくには観光客など、人を外から入れていかななくてはならないため、出来る限り河川整備の中でも、機能的にも良く、景観的にも美しい川を作るという基本理念が細部までいくように気を遣って書かないと、伊豆自身が抱えている課題が解決できないと思う。

【委員】

津波対策について、資料-1では観光客の記載があるが、資料-3、4の津波対策の記載では、「住民等」とまとめられている。河川でこれから色々な災害が考えられる中で、住民の避難は非常に重要だが、観光客のことを考えることも必要だと思う。

【事務局】

東伊豆町では観光についての政策を重要視すると聞いている。各水系の基本理念では、観光客の記載をしているが、稲取大川の津波対策では、観光客は稲取大川駅で降りて、例えば流域の外の稲取温泉に行くなど、観光客が流域の中にいる割合は多いのかどうなのか。そういった表現の中で、地域住民の方が軸であると判断し、「住民等」にしたが、ご指摘を踏まえ、津波対策の対象として、観光客を入れるよう修正する。

【委員】

様々な事情があって、検討の末で文言を選んでいると思うが、災害関係の事は住民が第一という中で観光客や外国籍の方も含めた最大限の配慮が必要と国全体でも進めるため、長い目で検討していただきたい。

【委員】

資料-3、4 P 6では上段の河川整備の基本理念と下段の枠中に基本理念があり、稲取大川では、上段では開発状況の記載があるが、下段では記載がない。今後の脱二酸化炭素に関する計画で注目されると思うため、どう区分けして書いているのか。

【事務局】

資料-4 P 6では現状認識で各水系の特徴的なものを記載した。それを踏まえて、枠中の基本理念でまとめている。そのため、開発状況については、上段で記載したが、下段の基本理念には書ききれなかった部分がある。一方で白田川の方では、大体の事が最後のまとめに書けていると思う。稲取大川についてはご意見を踏まえて、下の基本理念の部分を修正する。

【委員】

資料-4 P 8の後半の書き方が少し雑ではないか。稲取大川流域内の歴史があり、地域のさらなる魅力向上や発展を目指していくということに関してしっかりと書けていない。

稲取大川ならではの歴史などが魅力であり、その歴史を次世代に継承し、川の魅力として、さらに発展を目指すということではないか。

そのためには、まず魅力を次世代に伝える事が大事で、教育機関における河川防災教育だけでなく、こういった事を住民に伝えるのも一つの教育であり、その結果、地域住民との協働が生まれやすくなり、河川愛護活動などが進んでいく。

資料-3 P 9に住民参加による河川愛護活動の支援の記載は、住民と協働によってこの河川が守られていくことを目指しているのかと思うので、子ども達に対する河川教育について、稲取大川に関しては歴史も踏まえて書く、白田川に関しては豊かな自然環境を踏まえて書く。次世代への継承も含めた地域住民への啓発により、これらの川を守っていくという機運を高めていきたいということかと思うので、そこを丁寧に書いてほしいと思う。協働による河川愛護活動という書き方は間違っていないが、そのためには様々な世代、多様な方への啓発が大切で、次世代に対する教育も必要ということをご丁寧に記載すべきである。

【事務局】

ご指摘があったように稲取大川、白田川の色々な良さがあり、それを次世代に伝えていくスタンスは同じである。一方で稲取大川の歴史を大事にしながらというのもあるし、白田川では豊富な水、漁業、釣りといった部分で大事にする部分があり、それぞれの川の特性に応じて、意見も踏まえて、文章を修正する。

【委員】

それぞれの特徴を、稲取大川の方は歴史教育を含めて書く、白田川の方は自然を含めて書くということをご申し上げた。地域住民との協働の仕方についても、もう少し具体的に示し、そのために伝えていきたいものを具体的に書くべきである。

【委員】

津波に関して、静岡県では特別警戒区域のような土砂災害のレッドゾーンに近い所とイエローゾーンに分けて指定しているところが非常に少ないと伺っているが、東伊豆町がこれからの地域の土地利用などを考えていく上では、津波危険区域指定などをどう捉えているのか、それによって河川整備のほうも関連してくると思う。

洪水、治水の観点では、白田川と稲取大川は水位周知河川ではなく、水位や流量も測定できていないので、氾濫危険水位や避難警戒水位が設定出来ない。いざ災害の時にどうかということをご改めて考えておくことが必要ではないか。これは東伊豆町の避難指示や避難指示の基準にも関連すると思うので、どんな検討がされているか。

また、洪水の想定については、計画の雨量に対し、氾濫の危険が全くないということで、河道整備が必要ないという前提になっているが、土砂災害警戒区域が上流部に位置しており、平成30年の豪雨に近いような土砂が絡んだ災害が発生する危険があり得ると思う。それに対しては、河川課だけでなく他の課を検討が必要になると思うがどんな調整をしているか。

資料-2で白田川では、昭和33年狩野川台風により、砂防事業による整備が行われたとあるが、昭和33年以降というところがかなり古く、近年の九州北部豪雨などを見ると山間部の荒廃や原生林もやられてしまうような災害が発生しているので、砂防堰堤のメンテナンスなどきちんとチェックされているのか。

【事務局】

津波災害警戒区域の指定について、片瀬白田地区、名取地区では、津波防災地域づくり法に基づいて津波災害警戒区域いわゆるイエローゾーンの指定をしている。同ページには津波避難マップを記載しており、東伊豆町では津波や土砂災害の指定に関して避難場所や避難ルートについては各町民に対して周知し、避難行動につなげているという状況である。

【委員】

レッドゾーンは市町村が指定すると聞いているが、東伊豆町ではこれ以上指定しないという理解でよいか。

【事務局】

津波特別警戒区域であるレッドゾーンについては、実際全国見てもまだ指定している市町村はどこもありません。

静岡県ではレッドゾーンを指定しているところはなく、反対側にある伊豆市でオレンジゾーンは指定している。現在、レッドゾーンを指定しようという動きは県内の市町村はない。

ただ、レッドゾーンに指定しなくても、当然津波が来るといのはみなさんわかっていて、伊豆半島で避難体制を整えるということで、様々な取り組みを行っている。

【事務局】

水位の設定について、白田川と稲取大川は危機管理型水位計も含めて、水位計を設置しているが、洪水予報河川や水位周知河川には指定されていない。水位のデータもこれから観測し始めるので、避難のトリガーとなり得る水位の状況などの防災情報をどうやって住民と共有し、避難行動に繋げるかは、今後、浸水想定区域図を公表していく県としても、本文原案に記載のとおり、町と連携し、住民と話し合いながらしっかり進めていきたい。

土砂災害関係については、雨の降り方が変わっている中で、白田川は砂防事業で多くの施設が整備されており、関係部署としては砂防課、防災関係については、土木防災課と連携して行っている。また、砂防施設については、砂防の監視員によるパトロールや県によるパトロールを適宜適切に行っていると聞いているので、関係機関との連携に関しては、資料-3、4 P 7で記載している。

【委員】

十分ご注意ください。また、東伊豆町のホームページを見ると、津波や地震の被害想定と土砂災害警戒区域の指定の地図はあるが、洪水ハザードマップがない。洪水ハザードマップがないと、全国的にも問題視されている。市町村が作成する洪水ハザードマップには、洪水だけでなく、内水氾濫や土砂災害警戒区域入れたものが多い。特に近年の水害では、中小河川による被害がかなり出てきていて、土砂災害危険区域では、土砂が流れて川をせき止めて洪水になった例もあるので、警戒が必要である。そのあたりの知見が町の方ではあまりなく、県からアドバイスしていかないと洪水ハザードマップは出来ないと思う。ほとんどの所がハザードマップは県の指示に従って作っているの、助言をしてほしい。

【事務局】

全国的な水害の発生状況を受け、法に指定された河川以外の「その他河川」についても浸水のリスクを示す検討を進めているところである。

白田川についても、想定する最大規模の浸水想定区域図を静岡県が作り、東伊豆町に提供するという作業を進めている。こういったものが出てくると、避難指示等出す時のエリアをより具体的に示すことができる。東伊豆町からは防災情報の提供依頼を受けており、今回の基本方針の検討で、これ以外にも出せる情報は提供することで作業を進めている。

なかなかそのあたりが文章に反映出来ておらず、ご指摘のところを含め、修正する。県としては、実効性が伴う防災情報の提供につながるよう引き続き進めていく。

【委員】

資料-4 P 8に開発事業主等、様々な立場の人々が河川に期待する役割を集約して川づくりに反映するための仕組み作りを推進するとあるが、県が主導となり推進するということか。

【事務局】

未修正であったため、削除する。

【委員】

資料-3、4 P 6の河川整備の基本理念で、白田川のみならず砂防事業についての記載があるが、考えがあって記載しているのか。

【事務局】

記載については、稲取大川は昭和50年、51年の災害を契機に河川整備により整備され、白田川は砂防事業により整備されているため、それぞれの水系で記載を変えている。

【委員】

資料-2で砂防堰堤が設置されたとあるが、砂防堰堤の整備により大きな浸水になっていないと読める。ここについては逆の考えをもつ人もおり、上流で砂防整備が進んで流下能力が上がっているため、下流が溢れやすくなっているという言う人もいる。

しかし、上流の方からの土砂が出て、何もやらなければ河床が上がってしまうが、砂防整備により土砂が止まり、溢れないというならばそれはそれでいいと思う。しかし、砂防堰堤ができたことで氾濫が減りましたと言うと、人によっては文句を言う人いるため、因果関係をはっきりした方がよい。

【事務局】

白田川については、砂防事業により抜本的な河道の整備が溪流保全工といった砂防事業で行われた。稲取大川については、過去の古い時代から同様に砂防指定地にされており、砂防整備がされてきたのだが、昭和50年代前半の災害関連事業により、抜本的に河川整備が行われてきたという状況である。

【委員】

整備の経緯はわかったが、たまたま、降っていないだけという意見もあるかもわからない。

【事務局】

表現の問題がないように、本文の見直しをしたい。

【委員】

年超過確率1/30の降雨に対しては現状の断面で対応できると思うが、1/40や1/50は大いに起こりうる。流域治水の考え方が打ち出されている中で、今の超過洪水対策は基本的には避難であり、自助共助で助け合いながら、逃げまじようというスタンスであるが、流域治水として

のメニューがあるのではないかという気がする。資料-3 P 6 で国道 135 号が重要という中で、流域治水の議論をしていると、ライフライン、特に道路をどう維持するかという議論は必ずキーになる。高速道路があったため、復旧ができたが、これがなかったら大変になる地域もある。その時に人の命を守るのには一番だが、国道 135 号が災害時に重要な道路であるならば、粘り強さを持たせるなども大事になってくると思う。

また、流域治水のメニューで言うと、長期になるが、住まい方の工夫を誘導していくべきである。例えば、低い所に住むなら宅地嵩上げをするなど、基本方針の河道整備のメニューかと言われれば疑問であるが、流域治水ということであれば、それを誘導するということがあってもいいのではないか

もう一つ、流域治水のひとつ肝になるのが、多段型水害リスク情報である。想定最大はめったに起こらないという中で一番起こりやすいのは 50 年確率である。想定最大のハザードマップが出てきても絶望的な情報が出てくるだけだが、50 年だと、100 年だというのが段階的に出ると、自分の家はいつ水に浸かってもおかしくないという家なのか、基本的には大丈夫だが、最低最悪の場合は家が吹っ飛ぶのか、住民にとっては大きな差である。そのため、想定最大規模でハザードマップの作成が進んでいるのはいいが、途中段階が逆に見えにくくなっている。私は、50 年、100 年のハザードマップを作っていたら、それを残しておいて多段階で見える様にするといい気がする。流域治水が打ち出された後の整備方針なので、前例にとらわれず、流域治水が感じられる記載になると良い。

【事務局】

ご指摘のとおり、超過洪水対策については流域治水を意識し、キーワードとして、流域のあらゆる関係者と協働して防災減災に取り組むというフレーズを入れている。具体的な住まい方の工夫については、洪水対策の記載では土地利用計画との調整や土地利用事業者の適正化に関する指導として、ほかの河川でも記載している。そのため、超過洪水対策の記載としては、これまでとおりの避難体制の強化がメインになってくるが、住まい方の工夫としての土地利用であるとか、今回の伊豆の河川の特徴である河口部の重要な道路に関する道路管理者との連携をどこまで記載できるか検討して、修正するのはどうか。

【委員】

出来る事出来ない事があるので、出来ることをしっかり書く事が肝要かと思う。

補足すると、土地利用の記述について、資料-3、4 で出てくる土地利用計画はどちらかというと総合治水の土地利用計画であり、洪水を減らすための対策である。しかし、流域治水では、それに加えて被害を軽減するための土地利用が重要であり、氾濫水の処理についての考え方が加わっているのが流域治水の大きなところなので、ここでは難しいかもしれないが道路計画や家の配置なども氾濫水を誘導するためにも本来使うべきである。どこまで書けるのか議論いただいた上で可能な範囲で書いてほしい。

【委員】

資料-4 P 8 の 3 行目の記載について保全は現状を維持する、再生は失われた自然をもう一回元に戻すということであるが、創出というのは新たに作るということであり、現状の自然環境を別の形に置き換えるというふうにとれる。

白田川の方も「保全と創出」という記載があるが、これは「保全と再生」という表現の方が現状を維持するか失われたものをもとに戻すという意味であり、正しいのではないか。

もうひとつ、資料-4 P 5の文章がおかしいと思う。

【事務局】

資料-4 P 5については、適切に修正する。資料-3、4 P 8についても、両方とも河道については河道を維持していくと考えているため、創出という記載を削除する。白田川の記載についても創出を再生に修正する。

【会長】

本日、かなり意見が出てきたため、これらについての事務局の考え方を教えて頂きたい。

【事務局】

気が付かなかったところ、意図がうまく表現できていないのは、ご指摘の通りである。ひとつひとつの言葉をもう一度チェックをするという作業をしたい。また、各パーツを結びつけるの作業も必要だと言うご指摘も頂いたと承知している。さらには、超過洪水や土砂災害に関する地域の特性も含めて、本来の方針の中に残す作業を行い、併せて「流域治水」の概念を言葉として入れる作業をしたい。今日、示した資料についても、そのような切り口から手を加えた方がいいと思うため、資料の修正を含めて、事務局の希望としては、文章中身について、この会議の色々な意見を踏まえた事務局案を各々の委員にご提示させて頂いて、ご了解を得た上で、会長に相談する形としたい。

【会長】

事務局案は個別の意見をすべて整理したものを見せてもらい、その形でその後みなさんに回覧するようにしたいという理解でよいか。

【事務局】

各委員に事務局から説明した上で、会長に改めてお諮りする形としたい。

【会長】

事務局からの発議のとおり、本日からたくさん意見がありましたのでそれぞれについて、バックの資料も合わせて修正をしたものをそれぞれの委員に事務局が説明にいて、それぞれの委員にご了承いただいた後に最終とりまとめについて諮られるということで承りましたが、みなさまにおかれましてはそのようなやり方で進めてよろしいか。

(異議なし)

そのような方法で進めさせていただきたい。

以上で、白田川、稲取大川について予定されていた議事を終了します。活発にご意見いただきありがとうございました。

(以上)